

# 公表

## 入札結果

(単位：円)

工事番号	河維 第 8 号	工事名 河川浚渫工事(大谷川)	工事場所 呉市倉橋町宇和木地内	現場説明	令和 6年 11月 14日	予定価格(税抜)	24,188,000
				開札執行	令和 6年 11月 28日 11時 02分	最低制限価格(税抜)	21,978,840
				落札方式	最低制限価格制度		
				契約方法	一般競争入札(事後審査型)		
商号				入札状況			
				1 回	入札結果		
1	(有)安芸建設	21,921,500	失格				
2	(有)アタック	21,923,761	失格				
3	稲田産業(有)	21,809,300	失格				
4	井上石材(有)	21,844,100	失格				
5	(有)石丸土木	21,813,540	失格				
6	大西工務店(株)	22,050,024					
7	(株)大竹山工業所	21,988,000					
8	(株)太野建設	21,928,000	失格				
9	(有)桐山組	22,075,661					
10	共栄土木(有)	21,920,000	失格				
11	(株)久保建設	22,315,800					
12	(株)くれ海陸	22,003,000					
13	広南開発(株)	21,970,500	失格				
14	(株)孝建興業	21,986,000	落札				
15	新栄建設(株)	21,933,000	失格				

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込みに係る価格である。

# 公表

## 入札結果

(単位：円)

工事番号	河維 第 8 号	工事名 河川浚渫工事(大谷川)	工事場所 呉市倉橋町宇和木地内	現場説明	令和 6年 11月 14日	予定価格(税抜)	24,188,000
				開札執行	令和 6年 11月 28日 11時 02分	最低制限価格(税抜)	21,978,840
				落札方式	最低制限価格制度		
				契約方法	一般競争入札(事後審査型)		
商号				入札状況			
				1 回	入札結果		
16	真大産業(株)	21,958,000	失格				
17	(株)新興建設	21,875,600	失格				
18	将建(株)	21,992,500					
19	勝貴建設	21,914,000	失格				
20	(有)盛業組	22,185,717					
21	田代土木建設(株)	21,789,000	失格				
22	大法建設(有)	22,014,500					
23	(株)樹建設	21,803,000	失格				
24	(有)寺上産業	21,939,500	失格				
25	(有)土井運送総業	21,973,182	失格				
26	(株)東伸	22,175,000					
27	(株)富廣産業	21,906,900	失格				
28	(株)東広開発社	22,038,170					
29	長門大和建設(株)	21,991,980					
30	(有)中能組	21,933,000	失格				

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込みに係る価格である。

# 公表

## 入札結果

(単位：円)

工事番号	河維 第 8 号	工事名 河川浚渫工事(大谷川)	工事場所 呉市倉橋町宇和木地内	現場説明	令和 6年 11月 14日	予定価格(税抜)	24,188,000
				開札執行	令和 6年 11月 28日 11時 02分	最低制限価格(税抜)	21,978,840
				落札方式	最低制限価格制度		
				契約方法	一般競争入札(事後審査型)		
商号				入札状況			
				1	回	入札結果	
31	(株)ナチュラス	21,939,000	失格				
32	(有)ニシハシ建設	21,968,000	失格				
33	延田建設	21,964,000	失格				
34	(株)浜本工務店	21,823,000	失格				
35	橋本工業(有)	21,969,000	失格				
36	浜野建設	21,893,797	失格				
37	(有)広圧送		無効				
38	藤美興業(株)	21,931,000	失格				
39	(有)堀内興業	21,799,000	失格				
40	(有)丸真	21,910,000	失格				
41	(株)宮下組	21,954,750	失格				
42	(有)村尾組	21,820,800	失格				
43	明德建設(有)	21,999,831					
44	(有)山本技建	21,949,438	失格				
45	(株)大和興業	21,787,200	失格				

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込みに係る価格である。

